

令和5年4月1日改正

役員等報酬規程

社会福祉法人 聖 静 学 園

社会福祉法人聖静学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖静学園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいい、役員等とは理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情対応第等三者委員をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会、苦情対応等第三者委員会出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会、苦情対応等第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。なお、評議員選任・解任委員を兼ねる役員が、同一日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

2 常勤理事長には、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬は支給しないものとする。

(役員及び評議員等の勤務報酬)

第4条 常勤理事長に対して、別表2の月額報酬、期末勤勉手当、寒冷地手当及び通勤手当を支給する。

(1) 支給方法及び支給日は、正規職員の例による。

(2) 月額報酬及び期末勤勉手当・寒冷地手当より社会保険料及び所得税等を控除する。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3の金額を限度として報酬を支給することができる。

3 監事が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導また監査の業務にあたった場合は、別表3の金額を限度として報酬を支給することができる。

4 評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命令を受けて

法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3の金額を限度として報酬を支給することができる。

5 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3の金額を限度として報酬を支給することができる。

6 苦情対応等第三者委員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応及び虐待対応等の業務にあたった場合は、別表3の金額を限度として報酬を支給することができる。

(旅費)

第5条 役員等が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会、苦情対応等第三者委員会出席のため、あるいは法人業務のため旅行する場合は、旅費を支給することができる。

(退職手当)

第6条 役員等には、退職手当を支給しない。

(適用除外)

第7条 当法人の運営する事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日より適用する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬	6,000円
評 議 員 会 出 席 報 酬	6,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	6,000円
苦情対応等第三者委員出席報酬	6,000円

別表2

名称	報 酬 (月額)	期末勤勉手当・寒冷地手当	通勤手当
常勤 理事長	500,000円	給与規程第29条及び第30条31条の規定に準ずる額	給与規程第13条の規定に準ずる額

別表3

名 称	報 酬 (日額)
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬	6,000円
監 事 業 務 報 酬	6,000円
評議員選任・解任委員会業務報酬	6,000円
苦情対応等第三者委員業務報酬	6,000円

※ 別表3に該当する役員等に出張があった際には、旅費規程に基づき交通費及び区分Iに該当する宿泊料を支給することができる。